

給水装置等の事故等による公共下水道への排出量の認定基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、善良なる管理のもとにおける水道水若しくは井戸水その他の水の給水装置の事故又は水道メーター若しくは井戸水その他の水の使用水量を計測するための装置の事故若しくは誤測定（以下「給水装置等の事故等」という。）によって、蒲郡市下水道条例（昭和52年蒲郡市条例第10号）第15条第2項の規定による排出量が不明な場合の排出量の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(排出量の認定)

第2条 給水装置等の事故等により排出量が不明な場合は、前年同期の排出量を当該期間の排出量として認定する。

2 前項により難しい場合又は前項により認定することが不相当と認める場合は、次に掲げる順位により排出量を認定するものとする。

- (1) 排出量の異常が確認された測定の前2回の測定の平均排出量
- (2) 修理後又は誤測定が判明した後の相当日数による日割りで計算される排出量
- (3) 市長が認める推定排出量

(適用期間)

第3条 前条の規定による排出量の認定は、給水装置等の事故等に対応する修理が完了した日又は誤測定が判明した日を含む測定分及び当該測定分の前2回の測定分のうち、連続した2回の測定分を限度とするものとする。

(適用除外)

第4条 使用者が給水装置等の事故等の事実を知らず、修繕その他必要な処置をしなかった場合は、第2条の規定による排出量の認定の対象としない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の給水装置等の事故等による公共下水道への排出量の認定基準を定める要綱（平成29年1月1日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。